

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年六月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

路 線 名	川 越 栗 橋 線
供用開始の区間	川 越 市 大 字 府 川 字 高 畑 一 二 三 二 番 四 地 先 から 同 市 大 字 府 川 字 高 畑 一 二 三 二 番 七 地 先 まで
供用開始の期日	令 和 六 年 六 月 二 十 一 日
備 考	平 成 三 十 年 十 月 二 十 六 日 付 け 埼 玉 県 川 越 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 十 五 号 で 告 示 し た 道 路 予 定 区 域 の 一 部 供 用 開 始 で あ る。 延 長 五 四 ・ 〇 〇 メ ー ト ル